

公益社団法人みやぎ農業振興公社役員の報酬等及び退職手当並びに費用に関する規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、公益社団法人みやぎ農業振興公社（以下「公社」という。）定款第26条の規定に基づき役員の報酬等並びに退職手当及び費用の支給に関し、必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員とは、公社定款第20条第1項に定める役員（以下「役員」という。）のうち公社を主たる勤務場所とし勤務する者をいう。
- (2) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の役員をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬及びその他職務遂行の対価として受ける利益であって名称のいかんを問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費、手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分する。

(報酬等の額の決定)

第3条 常勤役員及び公認会計士または税理士から選任された監事の報酬は年俸とし、別表1に定める報酬額の範囲内とする。

- 2 各常勤役員の報酬額は、毎年度、理事会の承認を得て決定するものとする。
- 3 公認会計士または税理士から選任された監事の報酬額は、監事の協議により決定するものとする。
- 4 非常勤役員（公認会計士または税理士から選任された監事、県職員、市町村職員並びに団体職員を除く）に対する報酬は日額とし、別表2に定める報酬額とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬の支給は報酬額の12分の1を、通貨をもって毎月、本人に支給する。ただし、本人からの申し出があった場合は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 常勤役員等が月の途中において退任又は就任した場合は、支給月額を日割り計算により支給する。

(退職手当)

第5条 常勤役員には退職手当を支給しない。ただし、非常勤役員（県職員及び市町村職員並びに団体職員を除く）が退任した場合は、次により退任慰労金を支給する。

在職期間1年次	20,000円
2年以降1年毎に	10,000円

(通勤手当)

第6条 通勤手当は「職員給与規程」に準拠して決定した額とする。

(費用の支給)

第7条 役員が、理事会及び総会並びに公社運営等に関する業務執行のために出張する場合の旅費の額及び支給方法は、県の職員等の旅費に関する条例（昭和32年宮城県条例第30号）に規定する行政職の9級に準ずるものとする。

- 2 会員から選出された役員が、総会に出席する際の旅費は支給しない。
- 3 役員が職務遂行に伴い発生する手数料等の経費は実費を支給する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定めるものとする。

附 則

(施行規則)

この規則は昭和55年5月16日から施行する。

(施行規則)

この規則は平成13年4月1日から施行する。

(施行規則)

この規則は平成17年6月30日から施行する。

(施行規則)

この規則は平成24年4月1日から施行する。

(施行規則)

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う認定法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(別表1) 常勤役員及び公認会計士または税理士から選任された監事の報酬

(1名当たり)

役職名	報酬額	役職名	報酬額
理事長	7,800,000円以内	専務理事	7,100,000円以内
副理事長	7,500,000円以内	常務理事	6,800,000円以内
公認会計士または税理士から選任された監事			1,000,000円以内

(別表2) 非常勤役員（公認会計士または税理士から選任された監事，県職員，市町村職員並びに団体職員を除く）に対する報酬

(1名当たり)

役職名	報酬額
理事及び監事（公認会計士または税理士から選任された監事，県職員，市町村職員並びに団体職員を除く）	7,000円